

未来社会における環境エネルギー検討委員会設置及び開催要綱

(設置目的)

第1条 2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）で発信していくべき未来社会における環境エネルギーの姿や、本万博をモメンタムとして実証・実装を進めていくべき技術の検討にあたり、専門的視点から包括的、かつ具体的に意見及び提案を求めることを目的として、未来社会における環境エネルギー検討委員会（以下、「環境エネルギー検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 環境エネルギー検討委員会は次に掲げる事項について議論する。

- (1) 「未来社会の実験場」に相応しい環境エネルギーの姿及び実証・実装を進めていくべき技術の提案
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 環境エネルギー検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、委員の中から座長を指名する。

(座長の任務)

第4条 座長は環境エネルギー検討委員会を代表し、環境エネルギー検討委員会の議事その他会務を総理する。

- 2 座長に事故があるときは、協会が指名する委員がその職務を代理する。

(検討会)

第5条 環境エネルギー検討委員会は必要があると認めるときは、随時に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。また、協会はオブザーバーとして、関係省庁、企業、自治体等の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上この要綱に基づく会議又は活動で知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第7条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(報酬の支払い)

第8条 協会が依頼する検討会に委員が参加した場合は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会謝礼金にかかる支払基準中「2支払基準」の「(1) 会合、会議等出席謝礼金」の日額区分Aに定めるところにより、報酬を支給する。

2 協会が依頼する会議に委員が参加した場合は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会謝礼金にかかる支払基準の「3交通費」の規定に基づき、必要な交通費を支給する。

(事務局)

第9条 環境エネルギー検討委員会の事務局は協会が担う。

(施行細目の委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、環境エネルギー検討委員会の開催に関し必要な事項は、協会が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

別表1

| 氏名 | 所属・役職 |
|--------|------------------------|
| 秋元 圭吾 | (公財)地球環境産業技術研究機構 主席研究員 |
| 岩船 由美子 | 東京大学 特任教授 |
| 下田 吉之 | 大阪大学 教授 |
| 竹内 純子 | 国際環境経済研究所 理事 |